

奈良県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年2月9日

奈良県公安委員会

委員長 岡本好央

奈良県公安委員会規則第1号

奈良県警察組織規則の一部を改正する規則

奈良県警察組織規則（昭和43年6月奈良県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表第2の2の(1)奈良警察署の表中	「	<table border="1"><tr><td>奈良駅前交番</td><td>奈良市三条本</td></tr></table>	奈良駅前交番	奈良市三条本
奈良駅前交番	奈良市三条本			
町	を	「		
		<table border="1"><tr><td>奈良駅前交番</td><td>奈良市大宮</td></tr></table>	奈良駅前交番	奈良市大宮
奈良駅前交番	奈良市大宮			
町1丁目	」	に改める。		

附 則

この規則は、平成22年2月10日から施行する。